

よくある質問一覧

(補助制度)

- Q 私立高校授業料に関する補助制度はどのようなものがありますか。
- A 私立高等学校授業料に係る補助制度は、以下のものがあります。
各制度で申請時期が異なりますので、各学校の案内等に従ってください。
- ① 国：就学支援金
 - ② 県：愛知県私立高等学校授業料軽減補助
 - ③ 名古屋市：名古屋市私立高等学校授業料補助
- ※②と③の両方の補助を受けることはできません。

(申請時期)

- Q いつ、どこに申請すればよいですか。
- A 授業料補助の各制度への申請は、入学した（在籍している）私立高等学校で手続きを行います。
名古屋市私立高等学校授業料補助は、学校から申請の案内がありますので、その案内に従って申請をしてください。

(必要書類)

- Q どのような書類が必要ですか。
- A 申請書（学校から配布されます。）の提出が必要です。
1月1日時点で名古屋市外に在住していた方、課税情報を確認されることに同意できない方等、税情報の連携ができない方については、住民税の課税証明書が必要です。

(支給時期)

- Q いつ、どのように支給されますか。
- A 申請した翌年1月以降、学校から生徒又は保護者等に支給されます。支給時期や支給方法は学校により異なるため、学校にお問い合わせください。

(住所要件)

- Q 県内高校に在籍する生徒について、生徒本人は市内在住だが、親権者は市外在住の場合、名古屋市高等学校授業料補助は受けられませんか。
- A 受けられません。ただし、仕事の都合等により市外に住所を有する場合等は、対象として認められる場合がありますので、学校にご相談ください。
- Q 県外高校に在籍する生徒について、生徒本人及び親権者が市内在住の場合、名古屋市高等学校授業料補助は受けられませんか。
- A 受けられません。（補助要件として、県内に設置されている私立高等学校の生徒である必要があるため。また、県外に本校がある狭域通信制高等学校及び広域通信制高等学校が設置する県内のサテライト校に通う生徒についても補助対象外となります。）

(所得要件)

- Q 年収が○○円の場合、補助対象となりますか。
- A 本市補助制度においては、所得制限がなく、愛知県が独自に実施する私立高等学校授業料軽減事業の対象外であれば、本市の補助対象となります。なお、補助額については、補助基準の区分に応じて、以下の計算式に基づいて決定されます。

「課税標準額×0.06－市町村民税の調整控除額」

※政令指定都市の場合、課税標準額×0.06－市民税の調整控除額×3/4

- Q いつの所得をもとに判定しますか。

- A 申請年度の課税所得（前年度所得分）をもとに判定します。

例) 令和7年度に補助金を申請する場合

⇒令和7年度課税所得（令和6年1月1日～令和6年12月31日の所得）

- Q 支給額は誰の算定基準額で判断しますか。

- A 原則、親権者全員分（父母）の算定額の合計額で判断します。

- Q 親権者が離婚を予定しており、既に別居状態の場合、誰の収入を基準として判断しますか。

- A 離婚が成立するまでは親権者全員分の算定額で判断します。ただし、親権者が生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難である者と認められる場合には、その者は保護者等に含まれません。

- Q 通信制（単位制授業料の場合）の支給額はどのように計算されますか。

- A 以下の計算式によって決定されます。

「1単位当たりの補助額×履修単位数」

※令和7年度の補助対象は1・2年生のみ、年間30単位が上限

例1) 愛知県が独自に実施する私立高等学校授業料軽減事業の対象外、かつ
令和7年度算定基準額が325,500円未満の世帯（1年生又は2年生）で、
履修単位数が年間25単位の場合

⇒1単位当たりの補助額144円×履修単位数25単位=年間3,600円の補助

例2) 愛知県が独自に実施する私立高等学校授業料軽減事業の対象外、かつ
令和7年度算定基準額が325,500円以上の世帯（1年生又は2年生）で、
履修単位数が年間29単位の場合

⇒1単位当たりの補助額88円×履修単位数29単位=年間2,552円の補助